

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から11月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金の対象者には、別途通知が届きます。

## 給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

## 給付金の支給時期

八峰町では、令和5年8月8日から振込みを始めます（8が付く日/毎月）。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月～11月の収入が減少し **「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

八峰町（福祉保健課）から  
通知書が届きます。

※一部申請が必要な場合があります

令和5年6月1日時点で八峰町に住民登録のある方に通知書を送付いたします。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期間：令和5年7月3日（月）  
～令和5年12月8日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】八峰町役場 福祉保健課

詳しくは裏面「II」へ

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた通知書が届きます。
- **記載事項に誤りがないことを確認してください。**  
【確認事項】
  - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
  - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から11月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（八峰町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があれば、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

八峰町役場 福祉保健課 保険年金福祉係

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」担当窓口

**0185-76-4608** 受付時間 平日8:30～17:15